

村内にある**空き家**を

**賃貸用住宅**として**リフォーム**した場合

**最大50万円**を交付します

※リフォーム費用（消費税等を除く）の1/2以内（千円未満切り捨て）

### 補助の対象者

- ① 空き家所有者（不動産事業等を営む者は対象外です）
- ② 入居者（入居者が補助金の申請をする場合は所有者の承諾が必要です）

### 対象要件

- ① 所有者
  - ・所有者が賃貸物件として村ホームページに掲載する旨の誓約をしていること
- ② 入居者
  - ・所有者からの承諾を得ていること
  - ・賃貸物件が空室となった場合、所有者が村ホームページに掲載する旨の誓約をしていること

### 申請期間

- ・リフォーム費用の支払いが完了した日から6か月以内

### 対象経費

- ・空き家を賃貸用住宅として安全性、居住性、機能性等の維持又は向上させるため建築基準法や他の関係法令に基づき適正に行われる改修工事に要した費用（自己作業での改修や空き家内の家財の処分も含む）ただし、外構や車庫、倉庫など居住用家屋部分以外の改修費用は対象外

**空き家賃貸用住宅  
リフォーム補助金**

お問い合わせは・・・まちづくり課 ☎046-288-3862

# 清川村空き家賃貸用住宅リフォーム補助金制度のご案内

## 1 目的

空き家の有効活用による本村への移住・定住の促進及び地域の活性化を図るため、村内に存する空き家を賃貸用住宅としてリフォームする所有者又は入居者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

## 2 対象住宅

村内にある個人が所有する家屋で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、または近く使用しなくなる予定のものをいいます。

## 3 対象者

- ①所有者（所有権等により空き家の賃貸を行うことができる者）
- ②入居者（所有者と賃貸借契約を締結し、住民登録してる者）

## 4 補助金額

リフォーム費用（消費税等除く）の1/2以内（上限50万円・千円未満切り捨て）

## 5 対象経費

空き家を賃貸用住宅として安全性、居住性、機能性等の維持又は向上させるため、各種法令等に基づき適正に行われる改修工事に要した費用（自己作業での改修や家具家財の処分も含む。）とします。

ただし、外構や車庫、倉庫など居住用家屋部分以外の改修費用は対象外とします。

## 6 必要書類

申請書に次の書類を添付してください。

- ・リフォーム費用の支払い及び支払日が確認できる書類（領収書等）
- ・リフォーム費用の内訳が確認できる書類（契約書や見積書）
- ・リフォームの内容が確認できる写真又は図面等
- ・申請者が入居者の場合は、所有者との賃貸契約書の写し

## 7 その他

補助金の交付決定日から起算して、10年を経過する前に補助金の交付対象となった賃貸用住宅を譲渡し、又は除却しないこと。

## 8 担当窓口

清川村役場 まちづくり課 土地政策係（清川村役場庁舎1階）

電話046-288-3862（直通）

FAX046-288-1909